

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第1号)

平成21年11月30日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	三 浦 桂 司	議員	4番	一 色 美 智 子	議員
5番	中 村 定 志	議員	6番	杉 浦 光 男	議員
7番	平 野 龍 司	議員	8番	山 田 英 明	議員
9番	石 橋 敏 明	議員	10番	平 野 敬 祐	議員
11番	村 山 金 敏	議員	12番	安 井 明	議員
13番	松 山 廣 見	議員	14番	榊 原 杏 子	議員
15番	山 盛 左 千 江	議員	16番	伊 藤 清	議員
17番	月 岡 修 一	議員	18番	堀 田 勝 司	議員
19番	矢 野 清 實	議員	21番	坂 下 勝 保	議員
22番	前 山 美 恵 子	議員			

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	深 谷 義 己 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	企画部長	宮 田 恒 治 君
総務部長	山 本 末 富 君	市民部長	平 野 隆 君
健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君	経済建設部長	三 治 金 行 君
会計管理者	佐 藤 政 光 君	消 防 長	山 崎 力 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	企画部次長	横 山 孝 三 君
		兼企画政策課長	
総務部次長	加 藤 隆 之 君	市民部次長	加 藤 慎 君

兼財政課長		兼環境課長	
健康福祉部次長	畑 中 則 雄 君	健康福祉部次長	神 谷 巳代志 君
兼高齢者福祉課長		兼保険年金課長	
経済建設部次長	柴 田 二三夫 君	総務課長	塚 本 邦 広 君
兼都市計画課長			
代表監査委員	古 橋 洋 一 君	監査委員事務局長	高 橋 芳 行 君

5. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 諸報告
- (4) 報告第7号 専決処分事項の報告について(損害賠償の額の専決処分)
- (5) 議案上程・提案説明・質疑
 - 議案第 72 号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
 - 議案第 73 号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正について
 - 議案第 74 号 豊明市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
 - 議案第 75 号 豊明市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- (6) 議案上程・提案説明
 - 議案第 76 号 財産の買入れについて(小学校教職員用パソコン機器)
 - 議案第 77 号 市道の路線認定について
 - 議案第 78 号 豊明市事務分掌条例の一部改正について
 - 議案第 79 号 豊明市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
 - 議案第 80 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
 - 議案第 81 号 愛知中部水道企業団規約の変更について
 - 議案第 82 号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正について
 - 議案第 83 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第6号)について
 - 議案第 84 号 平成 21 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
 - 議案第 85 号 平成 21 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第 86 号 平成 21 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第3号)について

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 諸報告
- (4) 報告第7号
- (5) 議案上程・提案説明・質疑・討論・採決
議案第 72 号から議案第 75 号まで
- (6) 議案上程・提案説明
議案第 76 号から議案第 86 号まで
- (7) 請願第1号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願
請願第2号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願

午前10時開会

No.2 ○議長(坂下勝保議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成 21 年第4回定例会が招集されるに当たり、定刻にご参集をいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 21 年豊明市議会第4回定例会を開会いたします。

市長よりあいさつをお願いします。

相羽市長。

No.3 ○市長(相羽英勝君)

皆さんおはようございます。

平成 21 年第4回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方もご承知のとおり、政府は今年 20 日に、物価の下落が続くということから、3年5カ月ぶりに緩やかなデフレ状態にあるという発表をいたしました。

また、その矢先に、米国の金融緩和の長期化であるとか景気の先行き不安等からドル売りが進み、円が1ドル 86 円まで急伸をいたしました。

さらに 27 日には、ドバイショックとも言えるように、そういう記事が表面化をして、円がさら

に 84 円に急騰をし、1995 年 7 月以来、14 年 4 カ月ぶりの円高水準となってしまいました。

このことは、回復ペースの極めて遅い日本経済に大きなマイナス要因となるということは、強く感じられております。

したがって、年明け以降、景気が二番底に向かうのではないかと大変懸念されているところでございます。

今後の動向をしっかりと注目してまいりたいと考えております。

さて、今定例会には、専決案件 1 件、条例案件 6 件、補正予算案件等 9 件、合わせまして 16 議案を上程させていただいております。

いずれも重要案件でありますので、十分にご審議を賜りまして、全案件とも可決・承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、議案第 72 号、73 号、74 号、75 号の 4 本の改正は、いずれも基準日が 12 月 1 日でございますので、格段のご配慮をいただきますようお願いを申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

No.4 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

本定例会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議いただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

山田英明議会運営委員長。

No.5 ○議会運営委員長(山田英明議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

今期定例会の運営について、去る 11 月 24 日に委員会を開催し協議をいたしました。その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせしてありますので、主な事項のみご報告をいたします。

初めに、本定例会の会議日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、本日から 12 月 18 日までの 19 日間とし、一般質問につきましては、13 名の議員から通告がありましたので、12 月 1 日、12 月 2 日及び 12 月 3 日の 3 日間を質問日に充て、12 月 1 日は 5 名の質問を行い、12 月 2 日及び 12 月 3 日は、それぞれ 4 名ずつの質問を行うことといたします。

次に、付議案件の取り扱いであります。議案第 72 号から議案第 75 号までの 4 議案は、提案説明の後に質疑を行い、その後、委員会付託を省略して、本日直ちに討論・採決

を行うことといたしました。

また、議案第 76 号から議案第 86 号までの 11 議案は、所管の各常任委員会に付託することといたしました。

続いて、陳情につきましては、お手元に配付されておりますとおり、陳情第 5 号は厚生常任委員会に付託し、その他の 1 件につきましては、参考配付することといたしました。

さらに、お手元に配付されております請願第 1 号及び請願第 2 号の 2 件の請願につきましては、本日の予定議事の終了後に日程に追加することとし、趣旨説明の後、請願第 1 号は厚生常任委員会に、請願第 2 号は経済建設常任委員会に付託することといたしました。

次に、今期定例会より議案等の質疑の通告制を試行することに決定しましたので、報告いたします。

お手元に配付されておりますとおり、「議案等質疑に関する事項」を遵守の上、所定の様式にて通告していただくことを申し添えておきます。

なお、通告期限につきましては、議案等質疑の通告が明 12 月 1 日の正午まで、討論の通告が 12 月 17 日の正午まででありますので、お間違えのないようご留意を願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告します。

日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第 81 条の規定により、6 番 杉浦光男議員と 16 番 伊藤 清議員を指名いたします。

日程 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 12 月 18 日までの 19 日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から 12 月 18 日までの 19 日間と決定いたしました。

日程 3、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。
古橋代表監査委員。

No.8 ○代表監査委員(古橋洋一君)

おはようございます。

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査等の監査の結果報告の補足説明を申し上げます。

初めに、地方自治法第 235 条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、会計管理者所管に係る現金の平成 21 年7月から同年9月の各月末日現在の出納保管の状況を、平成 21 年8月 26 日、9月 28 日、10 月 30 日にそれぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係帳簿と指定金融機関等の残高証明書により、照合調査をいたしたものでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正に処理されていることを認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第 199 条第1項、第2項及び第4項の規定により定例監査等を、同条第7項の規定により財政援助団体監査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、定例監査といたしまして、予算の執行並びに事務事業の実施状況について、税務課、収納課を9月に、児童福祉課及び学校教育課・指導室を 10 月に、そして財政援助団体監査といたしまして、豊明市商工会及び当該団体を所管する産業振興課を9月に監査したものでございます。

これらの監査の結果につきましては、9月に実施した税務課においては、税務関係手数料の収入事務において、収納金出納簿に記載誤りが見受けられたので、出納簿記入の際には、申請書類等のほか当日の現金保管額とも照合し、記載誤りのないよう留意されたいという件。

収納課においては、納税証明手数料の収入事務において、収納金を数日分まとめて指定金融機関に払い込んでいる状況が見受けられたが、豊明市予算決算会計規則では、翌日までに指定金融機関等に払い込むこととされており、公金の取り扱いには十分注意されたいという件。

また、財政援助団体の豊明市商工会においては、がんばる商店街推進事業費補助金でディスプレイモニターや着ぐるみ等を購入されているが、これらについては備品管理をされるほうが望ましいと思われるので、検討されたいという件。

当該団体を所管する産業振興課においては、補助金交付団体より提出された商工業指導育成事業費補助金実績報告書の一部に記載誤りが見受けられたので、今後、実績報

告書等の審査は確実に行うとともに、補助団体に対する指導を十分にされたいという件でございます。

さらに、10月に実施した児童福祉課においては、保育園等の警備業務委託請負契約書において、契約書と仕様書の記載内容に相違が見受けられたので、適切な処置をされるとともに、今後留意されたいという件。

学校教育課・指導室においては、学校教育施設行政財産目的外使用料の収入事務において、使用料の請求及び調定する時期が適切でないものが見受けられたので、今後留意されたいという件でございます。

これらの指摘については、各課において速やかに適正な処理をさせたものでございます。

その他につきましては、総体的に適正な処理がなされているものと認めたものであります。

なお、例月出納検査及び定例監査等の詳細については、提出書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

以上でございます。

No.9 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

続いて、今期定例会の告示日までに受理した陳情について報告をいたします。

お手元に配付をいたしました陳情付託表のとおり、陳情第5号は厚生常任委員会に付託し、その他については、参考配付といたします。

以上で諸報告を終わります。

日程4、報告第7号を議題といたします。

報告第7号について理事者より報告を求めます。

濱嶋健康福祉部長。

No.10 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

報告第7号 専決処分事項の報告についてご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページをごらんください。

専決第4号でございます。損害賠償の額の専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決したものでございます。

記といたしまして、損害賠償額は46万8,000円。

原因は、車両相互の物損事故でございます。

この事故の概要についてご説明を申し上げます。

資料No.1をごらんいただきたいと思います。

事故は、平成 21 年 9 月 30 日午後 2 時 30 分ごろ、高齢者福祉課地域包括支援センター臨時職員、ケアマネジャーでございますが、公用車を運転いたしまして、介護保険事業に係る要支援利用者の定期訪問をする途中、市内沓掛町峠前地内の県道阿野名古屋線において、利用者宅へ向かうため 7 丁目から大学病院方向へ向かって直進し、右折する際、公用車前部と、大学病院方面から直進してきた相手車両右前部が衝突し、相互の車両が破損したものでございます。

この事故の過失割合は、市が 90%、相手方が 10%でございます。

職員には、臨時職員を含めまして日ごろから交通ルールを遵守し、安全運転に努めるよう指導してまいりましたが、今後もさらに事故防止に努めてまいりたいと思います。

ご迷惑をおかけいたしまして大変申しわけございませんでした。

終わります。

No.11 ○議長(坂下勝保議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について質疑に入りますが、今期定例会より試行されます質疑の通告制にあわせて、報告案件の質疑についても、会議規則の規定に従い質疑の回数は同一議員につき2回以内といたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.12 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、日程4を終わります。

日程5、議案上程・提案説明・質疑に入ります。

議案第 72 号から議案第 75 号までの4議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、いずれも国家公務員の給与改定等に伴う条例改正でありますので、提案説明及び質疑を一括して行います。

理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田企画部長。

No.13 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、議案第 72 号を説明していきます。

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正す

る条例を別添のとおり定めるものといたします。

この案を提出しますのは、国家公務員の給与改定に伴い必要があるからであります。

国家公務員の改正に準じた内容で、12月に支給する期末手当を0.1カ月分減額するものであります。

改正条文のご説明を申し上げますので、次ページをお願いいたします。

第1条において、12月支給するものを「100分の175」を「100分の165」とするものであります。

第2条において、6月支給するものを「100分の160」を「100分の145」とするものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成21年12月1日から施行するものであります。

ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日より施行するものであります。

これは、平成21年度は凍結扱いのままとすることによるものであります。

以上で議案第72号の説明を終わります。

続いて、議案第73号の説明をいたします。

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めるものです。

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に伴い必要があるからであります。

先ほど説明いたしました議案第72号と同様に、国家公務員の改正に準じた内容で、12月に支給する期末手当を0.1カ月分減額をするものです。

改正の条文を説明いたしますので、次のページをお願いいたします。

これも先ほどと同じ内容です。

第1条において、12月に支給するものを「100分の175」を「100分の165」とするものです。

第2条において、6月支給するものを「100分の160」を「100分の145」とするものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成21年12月1日から施行するものであります。

ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日より施行するものであり、これも平成21年度は凍結扱いのままとしたことによるものであります。

以上で説明を終わります。

続いて、議案第74号の説明をいたします。

豊明市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めるものです。

この案を提出しますのは、国家公務員の給与改定に伴い必要があるからであります。

先ほど説明いたしました議案第72号、第73号と同様に、国家公務員の改正に準じた内容で、12月に支給する期末手当を0.1カ月分減額するものです。

これも条文の改正を説明いたしますので、次のページをお願いします。

第1条において、12月に支給するものを「100分の175」を「100分の165」といたします。

第2条において、6月に支給するものを「100分の160」を「100分の145」とするものであります。

附則といたしまして、この条例も平成21年12月1日から施行するものです。

ただし、第2条の規定も平成22年4月1日より施行するものであります。

以上で説明を終わります。

続いて、議案第75号を説明いたします。

豊明市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出しますのは、人事院勧告に基づき、一般職員の給与改定を行うため必要があるからであります。

本市において地方公務員の給与決定は、国家公務員準拠が原則であることから、この人事院勧告を尊重し、本市職員の給与を改定するため、本条例の一部を改正する条例を提案するものであります。

主な改正の内容ですけれども、3点について改正を行います。

1点目は、給料表の改正です。

これは、民間との比較において公務員の月例給が上回っており、官民格差是正のため、平均0.2%の引き下げの改正をするものであります。

ただし、若年層の引き下げは行いません。

2点目、3点目は、手当に関する改正です。

手当の改正の1点目は、自宅に係る住居手当についてですが、これを廃止するものです。

手当の改正の2点目は、期末勤勉手当についてです。

期末勤勉手当につきましては、民間との均衡を図るため、年間支給月数を全体で0.35カ月引き下げを行います。

内訳は、勤勉手当について年間0.1カ月分を引き下げ、期末手当についても年間で0.25カ月分引き下げをいたします。

以上の3点の改正をいたします。

それでは、条例の改正の内容を説明いたしますので、次のページをお願いいたします。

豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の3行目、「第14条第1項中」とありますが、この条項は、住居手当について規定され、第1項第2号は持ち家に係る規定であり、これを削除いたします。それに伴って号の繰り上げ等所要の改正を行うものです。

次に、下から6行目、「第20条第2項中」とありますが、この項は期末手当に係る額について規定されている条項で、12月期に係る期末手当を100分の10減ずるものでありま

す。

続いて、下から3行目、「第 21 条第2項」とありますが、この項は勤勉手当の総額の規定であり、100 分の5を減ずるものであります。

かわりまして一番下の行、「別表」となっていますが、行政職給料表(一)及び行政職給料表(二)を次のように改めていきます。

ただし、給料表の(一)は1級から3級の8号給まで、給料表の(二)は1級から2級の 32 号給までは、一部を据え置いております。

さらに次、6枚おめくりください。再び条文が出てくるページになっていきます。

この条文の第2条ですが、この条例改正は、第1条で改正した期末手当のうち6月期の改正を行っていきます。これは、既に 21 年6月期については改正済みでありますので、適用の関係で分けて改正をしたものです。冒頭で説明いたしましたとおり、6月期の期末手当から 100 分の 15 を引き下げます。

第3条は、今回の改正により条例附則の部分の所要の調整を行うものであります。

それでは、次の附則の説明に入っていきたいと思えます。

附則の1、施行日は、平成 21 年 12 月1日からといたします。

ただし、今説明しましたとおり、第2条の改正部分、6月期の期末手当の支給割合は、既に改正を終えておりますので、平成 22 年4月1日からの施行となっていきます。

附則の2及び3につきましては、21 年度分の民間企業との差を 12 月の期末手当により調整するための措置について規定したものであります。

最後、附則の4は、市長への委任を規定したものであります。

以上で説明を終わります。

No.14 ○議長(坂下勝保議員)

理事者の説明は終わりました。

4議案一括して質疑に入りますが、先ほどの報告案件同様に、質疑の回数は同一議案につき2回以内といたします。

質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.15 ○15番(山盛左千江議員)

まず、72 号、73 号、74 号の1枚目に書いてあります説明の文章と、それから 75 号に書いてある説明の文章が差があります。

72 号、73 号、74 号については、「国家公務員の給与改定に伴い必要があるからである」。職員が記されております 75 号については、「人事院勧告に基づき、一般職員の給与改定を行うため」というふうになっておりますが、公務員の給与改定に伴うというものと人

事院勧告に基づきというのと、どのような理由で使い分けをされていらっしゃるのか、ご説明をいただきたいと思います。

それから、72号、73号、74号については、総額、それから1人当たりの影響額についてご答弁いただきたいと思います。

75号、職員の給与及びボーナスについてですが、これについては、給料、ボーナス、手当など、今回影響する総額、1人当たりの平均年収総額についてお答えいただきたいと思います。

それから、今の説明の中で、減額の改定対象外の職員、若年層の者は除いたというふうに説明されました。これは75号条例案の後ろから2枚目のところの表にその級と号が示されているわけですが、この人たちの人数は合わせて何人になるのでしょうか。

また、若年層というふうに説明をいただきましたが、採用から何年目ぐらいの方たちがこの対象になるのか、おおよそで結構ですが、お答えをいただきたいと思います。

さらに、基本給が今回下げられるわけですが、基本給が下がるということは、ボーナスとか退職金とか手当とかいろんなところに当然、影響をしております。どなたかモデルケースをもちまして生涯賃金の影響額についても、つかんでおられると思いますので、ご説明をいただきたいと思います。

お願いします。

No.16 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.17 ○企画部長(宮田恒治君)

まず1点目、改正理由の国家公務員の給与改定によるものと、それから職員については人事院勧告といいますのは、人事院勧告につきましては、国家公務員の職員給についての勧告によるものでありますので、豊明市の職員についてもその国家公務員の給与に準じていきますので、人事院勧告を改正の理由の根拠といたしております。

ただし、議員さんについては、人事院勧告はいたしておりませんので、これは国家公務員の給料表の改定に準じて議員さんも改正されていきますので、この規定を準用しております。

それから、総額の影響額。

まずは第72号に関する議員さんの関係ですが、総額で年間支給額の影響でいきますと、改正前より年間で約310万円削減されていきます。

それから特別職の関係ですが、市長、それから副市長、教育長でいきますと、年間で約83万円ほどの減額となる影響が出てきます。

それから、第75号の関係ですが、今回の影響で、期末勤勉手当の影響額は約

7,100万円ほどありまして、給与、それからその他のすべての人件費を含めると、年間で約7,800万円ほどの影響が出てきます。

それから若年層、余り影響しない職員は大体130名ほどになっていきます。職員の期間としては、大体8年ぐらいの間の職員は影響は出てこないと思います。

それから、モデルですけれども、今回、配偶者が1人、子ども2人という職員のモデルケースですが、大体40歳ぐらいになっていくかと思います。月例給で年間、給与のほうで約6,600円ほど減額となっていき、期末勤勉手当が大きく、14万円ほどの減額になっていきますので、トータルしますと約14万6,000円ほど年間給与が減額となっていくと思います。

それから、これに伴いまして当然、基本給が下がっていきますので、その他大きな退職金とかそんなところにも影響が出てきます。

以上で終わります。

No.18 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

宮田企画部長。

No.19 ○企画部長(宮田恒治君)

すみません。

議員さん1人当たりの影響額は、平均しますと大体年間で15万円ほどになっていきます。

以上で終わります。

No.20 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.21 ○15番(山盛左千江議員)

説明文の中で72号から74号と75号の違いについて今、説明をしていただいたんですが、議員の場合はということでお答えいただきましたが、では市長、教育長についてはどうということなんでしょうか。人事院勧告に基づかないのでしょうか。特別職ではありますけれども常勤の公務員ですので、その点についてもう一度明快な説明をいただきたいと思いません。

それから、130名の若年層の人たちが対象から外れるということになりますと、平均で今、影響額をお答えいただいたんですけれども、そうすると、逆に年齢の高い人たちに負担がたくさん及ぶということになります。最高削減額はどのくらいになるのでしょうか。

特別職を除いてで結構ですが、一番多い人でどのくらいの影響になるのか。年間平均約14万6,000円ということでしたが、多い人はどのくらいになるのか、お答えをいただきたいと思います。

お願いします。

No.22 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.23 ○企画部長(宮田恒治君)

先ほど議員さんのことだけちょっとお答えいたしましたけれども、市長、副市長、教育長についても、議員さんと同じ扱いで、国家公務員の給与改定に基づいて改正を行っていきます。

それから、最高の減額幅はといいますと、これは部長級クラスになっていきます。配偶者は1人だということを想定していきますと、年間ですと約24万円の減額となっていきます。

以上で終わります。

No.24 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.25 ○14番(榊原杏子議員)

先ほどの山盛議員の質問の中で、生涯賃金への影響はということも聞いていただいたと思うんですけども、お答えがなかったようなので、ぜひお聞きしたいのでよろしく願いいたします。

先ほどおっしゃったモデルケースの場合等で計算をしてありましたら、それで結構ですのでお示してください。

それから、以前の引き下げのときに、減給補償を受けていらっしゃる職員の方がたくさんみえたと思いますが、それが現在も続いている方、つまり、今度からその補償がされない、引き下げの対象になる方というのが何人おられるか、人数についてお答えいただきたいと思います。

それから、住居手当についてお聞きしますが、住居手当、持ち家の方の分を今回、廃止をしますが、理由についてお聞かせください。

それから、この改正に当たりまして、地域の民間給与の状況についてはお調べになりましたでしょうか。調べたのであれば、どのような結果であったかをお示してください。

それから、この改正、たくさんの方の給料が下がることによって、地域経済に及ぼす影響についてもお調べになりましたでしょうか。調べていましたらお答えいただきたいと思いません。

あと、給与の引き下げに係る部分で、1人当たり月平均では何百円分というのがあると思いますけれども、平均値で結構ですので、月額幾らのマイナスになるのか、はね返り分を込みでお答えいただきたいと思しますので、お願いします。

No.26 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.27 ○企画部長(宮田恒治君)

まずは、減給補償にかかっている職員の総数は120名ほどになっていきます。

それから、生涯賃金への影響額については、ちょっと今、調べていますので、資料を持ち合わせておりませんので、ちょっと調べてみます。

それから、住居手当の廃止についての理由でありますけれども、住居手当については、今回は持ち家手当についてだけを削減をいたします。

この持ち家手当の制度につきましては、民間についてもごくわずかな企業しか支払っていないということや、それから国家公務員についても今回、この制度が廃止されるということでもありますので、こうしたことによって、市だけ支給することについては、市民に対して説明がつかないかと思しますので、今回、廃止をするものであります。

以上で終わります。

No.28 ○議長(坂下勝保議員)

宮田企画部長。

No.29 ○企画部長(宮田恒治君)

地域経済に対する影響はというのは、詳しい計算はしてありませんが、職員給与が当然下がっていきます。可処分所得が下がっていきますので、何らかの影響で地域経済には多少なりとも影響があるかと思します。

それからもう一つ、民間給与との比較についてはということですが、市としては、特別調査はしていません。人勧の調査報告に基づいて給与改定を行っております。

それから、職員の平均給与月額という質問もありましたので、平均しますと大体700円前後だと思します。

以上で終わります。

No.30 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.31 ○14番(榊原杏子議員)

住居手当についてお聞きしますけれども、これまでに行革の関係でも、職員の手当について何回か見直しされて廃止をされたものが幾つもありました。

今、市民に説明がつかないのということでありましたけれども、これまでに何回かやったその手当の見直しで、持ち家の手当について廃止になっていない理由についてはいかがでしょうか、お答えください。

それから、この地域の民間給与の状況については調べていないというふうにおっしゃいましたけれども、国から通知も以前、来ているはずで、地域における民間給与などの状況を勘案して適切に対処するよう、国同様にするときには地域における状況を調べなさいという指導もあったかと思いますが、これについては縛られないものでしょうか。

それから、減給補償の120人の方については、すみません確認ですけれども、今回は以前補償されていると言われていた給料について補償をされなくなるということによろしいでしょうか。

そのようにお決めになった理由についてもお答えください。

以上です。

No.32 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.33 ○企画部長(宮田恒治君)

まず、先ほどの質問がありました生涯賃金への影響額はという件ですけれども、先ほどモデルで言いました40歳程度の職員ですと、これから生涯賃金で約290万円ほどが減額となっていきます。

それから、減給補償されている職員につきましては、これも現在の給料補償額から0.24%削減していきますので、減給補償されている職員についても減額の対象となっていきます。

それから、民間企業につきましては、これは人事院が50人以上の企業約1万1,000事業所を調査しておりますので、その調査結果に基づいて改正を行ったものであります。

以上で終わります。

No.34 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

宮田企画部長。

No.35 ○企画部長(宮田恒治君)

住居手当に関しましては、今回、人事院のほうからも改正が出てきましたので、それにあわせて削減をいたしました。

以上で終わります。

No.36 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.37 ○22番(前山美恵子議員)

では、今までの中で聞かれなかったことについてちょっと質問をします。

今回の引き下げの理由として、民間の給与については調査をされてないということなんですけれども、今年度の春闘については賃金引き上げがされておりますけれども、そういう中で今回、人事院勧告が引き下げをされたというふうになっているんですけれども、引き上げがされているにもかかわらず引き下げになったというのは、どういうことなんだろうね。答えられますかね。

それから、住居手当なんですけれども、国家公務員については、広域で異動しますので持ち家の必要は余りないものですから、持ち家の手当は必要ないということなんです、地方公務員については、転勤はこの豊明市内ということにほとんど限られているものですから、持ち家の方が多ということなんです、国家公務員に倣わないといけないのかということなんですけれども、この愛知県内で住居手当を廃止するのをやめるということはないでしょうか。

三重県のほうでは、この住居手当廃止についてはやらないというところが出てるんですけれども、その点ではどうでしょうか。

No.38 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.39 ○企画部長(宮田恒治君)

先ほど、まずは給与の関係のことを少し質問がありましたので、豊明市職員の給与に関しましても、これは市民に説明できる給与制度としています。社会的な均衡、水準として、市として今回、給与改定に臨んだわけであります。

それから、住居手当の関係ですけれども、調べた結果、近隣の市町村についてはすべて廃止の方向で動いております。ただし、幾つかはまだ廃止しない自治体もあるというのは聞いております。

そうしたこの住居手当につきましても、先ほど言いました給与制度の一つでありますので、市民に対して説明できる給与体系の中の一つと考えております。

以上で終わります。

No.40 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

これにて、議案第 72 号から議案第 75 号までの質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 72 号から議案第 75 号までの4議案については、豊明市議会会議規則第 37 条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.41 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 72 号から議案第 75 号までの4議案は、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

初めに、議案第 72 号について討論・採決に入ります。

反対討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.42 ○議長(坂下勝保議員)

賛成討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.43 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、議案第 72 号の討論を終結し採決を行います。

議案第 72 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.44 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 72 号は原案のとおり可決されました。
続いて、議案第 73 号について討論・採決に入ります。
反対討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.45 ○議長(坂下勝保議員)

賛成討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.46 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、議案第 73 号の討論を終結し採決を行います。
議案第 73 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.47 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 73 号は原案のとおり可決されました。
続いて、議案第 74 号について討論・採決に入ります。
反対討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.48 ○議長(坂下勝保議員)

賛成討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.49 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、議案第 74 号の討論を終結し採決を行います。
議案第 74 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.50 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 74 号は原案のとおり可決されました。
続いて、議案第 75 号について討論・採決に入ります。
反対討論のある方は挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.51 ○14番(榊原杏子議員)

議案第 75 号について、反対の討論をいたします。

本年度の人事院勧告は、5月の政治的意図が見え隠れするような不自然な臨時勧告に続いて、8月の本勧告においても、ボーナスについては過去最高の下げ幅である 0.35 カ月分の削減、月例給の引き下げにも踏み込み、持ち家に対する住居手当の完全廃止も加えて、合計で年間平均 15 万 4,000 円という大幅減額が打ち出されました。

この人事院勧告制度そのものの問題として、マイナス勧告は公務員の労働基本権制約の代償としての役割を放棄していること。

月例給の引き下げのある年に関して、さかのぼって4月からの月給のマイナス分を 12 月の一時金で調整する仕組みであるため、実質的に公務員の方にとって不利益が遡及するに等しい状態になること。

民間のほうが高いときには、勧告どおり実施されないことがあったり、突然、調査方法を変更してまで据え置き勧告が出されたりするのに、マイナス勧告のときには直ちに実施されてきたことなど、以前から批判のあるところで、制度そのものが限界を迎えています。

また、国家公務員の給与を決めるためのシステムであるのに、事実上、地方も含めた全体の公務員給与に強く影響を与える点も、見過ごせません。

地方のことは地方で決める流れが加速しています。国も地方も、公務員の労働基本権を回復した上で、新しい賃金決定のシステムを確立していくことが必要です。

言うまでもなく、人事院勧告は民間の給与実態を反映しようとするものであり、この間の不況によって民間給与が大きく打撃を受けていることは紛れもない事実です。

ただし、それは一方的な賃下げや解雇など、不当な手段によって下げられたものも当然、含んでおりますし、手続は正当であったとしても、生活が成り立たないほどの低賃金にあえぐ民間労働者は激増し、働く人々の間にも貧困と格差が広がっています。

現在の民間給与水準があるべき正しい姿を示していないことは明白であり、民間が低いからと、これに公務労働者をあわせていって全体化しても、救いはありません。

消費は落ち込み、さらなる民間の賃下げを招き、デフレ経済下で果てしない悪循環に陥ることも懸念されます。

さて、このように問題ある今年の勧告に基づいて豊明市職員の給与が切り下げられようとしています。

ボーナスだけの削減である特別職とは違い、一般の職員は基本給まで下がります。

月平均 700 円前後というささいな感じもしますが、毎月のことであり、さらにボーナスや手当にもはね返り、生涯賃金では 290 万円とおっしゃいましたけれども、大変な額になってきます。その上に、退職金や年金額にも当然、影響をします。

前回の引き下げ時の減給補償を受けていた人たちも、今回は不利益をこうむることになり、とりあえず下がらない若年層の 130 人についても、何年か後には影響を受け始めま

す。

地域経済に及ぼす影響は、「何らか」ということで不明確であります。それをよく調べもしないままに、国の基準どおりの賃下げを行うのは、いささか乱暴が過ぎます。

さらに、持ち家の方の住居手当の廃止に関しては、転勤が多く官舎等の設備が充実しているため、持ち家率の低い国家公務員と、若いときにローンで家を買うことも多い地方の公務員とでは、大きく状況が違いますので、安易にこれを当てはめるべきではありません。

当市において、先ほどご答弁がありませんでしたけれども、数々の手当を廃止してきた行革による手当の見直しの際に、廃止の対象になってこなかった、生き残ってきたのは、少なくとも内部では意義が認められてきたためではないのでしょうか。

厳しい定数管理下で、職員は奮起して今以上にたくさんの仕事をこなしていく必要があります。

財政難だからこそ、型通りの賃下げで士気をそぐようなことをせず、人の育成に力を注ぎ、市民の期待にこたえられる体制をつくっていく必要があります。

6月にも申しましたけれども、人勧だから人勧どおりやるというのでは、安易過ぎます。逆に、財政難だから職員の給与を下げろという意見の方々にも受け入れられないことでしょう。

総じて悪影響ははかり知れなく、議案には賛成できません。

No.52 ○議長(坂下勝保議員)

賛成討論のある方は挙手を願います。

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.53 ○22番(前山美恵子議員)

議案第 75 号 豊明市職員の給与に関する条例等の一部改正について、反対の討論をします。

人事院が公務員一般職の 2009 年給与について、月給を 0.22%、一時金を 0.35 月それぞれ引き下げるよう勧告を出したことによる条例改正であります。まず最初に、この勧告は財界や政府、人事院により意図的に作り出された勧告であり、公務員に賃下げを強行し、賃金削減のサイクルを加速させる勧告であることを申し上げておきます。

なぜかと言いますと、民間の賃金低下 0.22%を理由に勧告が出されました。しかし 2009 年春闘において、国民春闘共闘、連合、日本経団連など、昨年と比較をしても基本給は引き上げ傾向にあります。国家公務員の定昇率 1.06%を考慮しても、基本給削減は意図的に作り出されたものと言わざるを得ません。

今回の月給と一時金両方の引き下げは、6年ぶりで3度目であり、削減額が年収で約 15

万 4,000 円で、2003 年度に次ぐ過去最大規模となっております。

市民のために働く自治体職員で、現在、子育て真っ盛りの家庭や、一番教育費がかかる年代の生活を直撃するとともに、地域や民間企業のさらなる賃金低下を招き、内需拡大による景気回復に逆行するものと言わざるを得ません。

また、今回の賃金改定で4月までさかのぼって適用するという、不利益不遡及の原則からも外れていることと、自治体職員にはストライキ権など労働基本権が大幅に禁止、制限されている中で、国と県とで行われている給与勧告の仕組みを通じて、自治体職員の給与を間接的に管理するような仕組みを堂々としているのであります。このこと自体、異様としか思えません。

もともと公務労働者は、1998 年から 11 年間で、一時金では 1.1 カ月、平均年間給与は 61 万 5,000 円もの引き下げとなっており、給与構造改革による大幅な賃金削減となり、不当なものであることも、ここに申し上げておきます。

また、今回の勧告には、非常勤職員の処遇改善は一步前進であります。また、自宅取得後 5 年間支給する住居手当が廃止になりました。

もともと国が廃止するのは、国家公務員は広域的な異動があるため約 4 割の職員が官舎に住むなど、住居手当を持ち家部分をなくして借家部分に特化した住居保障をしようとするためであります。

一方、豊明市の職員は、国とは異なり、転勤が市内に限られるため、そのほとんどが持ち家手当の支給対象となっているのが状況であります。

住居保障としての手当を国がやるからといって、豊明市があわせる必要はありません。

以上、幾つかの反対理由を申し上げましたが、公務労働者に耐えがたい苦痛を押しつけるこの条例改正案には賛成することができません。

No.54 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

これにて、議案第 75 号の討論を終結し採決を行います。

議案第 75 号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.55 ○議長(坂下勝保議員)

賛成多数であります。よって、議案第 75 号は原案のとおり可決されました。

以上で日程5を終わります。

ここで、10 分間休憩といたします。

午前11時2分休憩

午前11時12分再開

No.56 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程6、議案上程・提案説明に入ります。

議案第 76 号から議案第 86 号までの 11 議案を一括議題といたします。

初めに、議案第 76 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

竹原教育部長。

No.57 ○教育部長(竹原寿美雄君)

議案第 76 号についてご説明をいたします。

財産の買入れについてでございます。

物品名、小学校教職員用パソコン機器。

納入場所は、豊明小学校ほか8校です。市内小学校全校になります。

数量は、パソコン機器一式であります。

参考資料No.2を配付させていただいておりますので、参考にしていただきたいと思います。

内訳は、パソコン 221 台と、ターミナルサーバ及びプリンタ、それぞれ9台であります。

買入金額は、2,614 万 5,000 円でございます。

買入先は、名古屋市中区錦二丁目2番 13 号、名古屋センタービル、株式会社文祥堂名古屋支店でございます。

契約の方法としては、7社の指名競争入札でございます。

入札参加者についても、資料として一覧がございますので、参考にしていただきたいと思います。

この案を提出するのは、小学校教職員用パソコン機器を買い入れるために必要があるからでございます。

このパソコン機器は、市内全小学校の教職員用として新規配備するものであります。

以上、説明を終わります。

No.58 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 77 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

三治経済建設部長。

No.59 ○経済建設部長(三冶金行君)

議案第 77 号についてご説明をいたします。

市道の路線認定でございます。

道路法第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を認定するものでございます。

記といたしまして、路線番号 1652。

路線名、間米 75 号でございます。

起点といたしまして、豊明市間米町鶴根 1072 番7地先、終点といたしまして、豊明市間米町鶴根 1072 番7地先でございます。

この案を提出するのは、市道として管理するために、新たに市道認定する必要があるからでございます。

場所のご説明をいたしますので、次のページをお願いいたします。

場所は、中京競馬場の北側で、名古屋市と市の境に当たります。

現在、施工中であります都市計画道路熊野豊明線、図面内は点線にて表示してございますが、その道路に通じる路線でございます。

終わります。

No.60 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 78 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田企画部長。

No.61 ○企画部長(宮田恒治君)

では、議案第 78 号について説明をいたします。

豊明市事務分掌条例の一部を改正する条例を別添のとおり改正するものです。

この案を提出しますのは、平成 22 年4月1日施行予定の行政機構にあわせて条例の整備を行うため、一部改正をする必要があるからです。

今回の改正の方針は、1点目が、職員減少に備えた効率的な組織を構築し、行政改革をさらに進めていくため。

2点目が、業務の集中化など将来展望によって重要度に即した機構とすること。

3点目が、市民ニーズにより迅速かつ的確に対応できる体制とするという点で改正を行っていくものです。

こうしたことによって、現行の組織から全体で1部5課7係を削減をしていきます。

こうした組織に改めるため、事務分掌条例の改正を行うものであります。

それでは、次のページで条文の内容を説明いたしますので、次のページをお願いいたします。

第1条は、部の設置を規定したもので、現行の「企画部」、「総務部」、「市民部」を再編いたしまして、「行政経営部」と「市民生活部」に統合いたします。

第2条は、それぞれの部の事務分掌を規定したもので、新たな行政経営部には、これま

での企画部の事務に財政課の事務が加わります。

市民生活部は、総務部と市民部の一部の事務を統合した事務を所掌いたします。

経済建設部には、新たに環境課の事務が加わっていきます。

附則といたしまして、この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行いたします。

改正後の組織図を資料 No.3 として配付いたしましたので、参考にしてください。

以上で説明を終わります。

No.62 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 79 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田企画部長。

No.63 ○企画部長(宮田恒治君)

議案第 79 号について説明いたします。

豊明市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めるものであります。

この案を提出しますのは、地方公務員災害補償法の改正に伴い必要があるからであります。

この改正は、現在、船員の非常勤に係る公務災害については船員保険法が適用されておりましたが、関係法令の改正により、他の非常勤職員と同様、地方公務員災害補償制度に基づく補償を行うこととなったため、船員保険法との調整規定を削除するものであります。

条文を説明しますので、次のページをお願いいたします。

改正条文の 1 行目、「第 2 条第 2 号を削り」とありますが、この条文は、対象となる職員から除外する規定が定められており、第 2 号は船員保険の被保険者が定めてありますので、これを削除いたします。

そして、号を繰り上げていきます。

次の行の「第 16 条中」は、法律への委任規定で、同様に、船員保険の部分を削るものであります。

なお、参考に、豊明市では、このような該当者はいません。

附則の 1 といたしまして、施行日は平成 22 年 1 月 1 日からとするものであります。

附則の 2 は、条例施行日以前に起きたものについては補償を行わないという規定であります。

以上で説明を終わります。

No.64 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 80 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田企画部長。

No.65 ○企画部長(宮田恒治君)

議案第 80 号について説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方自治法第 290 条の規定により、愛知県市町村職員退職手当組合から小坂井町を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合同規約を変更することについて協議するため、必要であるからであります。

この規約の変更については、小坂井町が豊川市に編入されることにより、平成 22 年 2 月 1 日をもって本市が構成員になっています愛知県市町村職員退職手当組合から小坂井町を脱退させ、また、三好町が平成 22 年 1 月 4 日、市制施行によりみよし市に名称変更するため、愛知県市町村職員退職手当組合同規約を変更するため、協議させていただくものであります。

次のページをお願いいたします。条文の改正を説明いたします。

第 1 条は、別表第 1、第 2 で「三好町」を「みよし市」に変更するものであり、第 2 条は、別表第 1 から「小坂井町」を削除することと、別表第 2 を次のように改めていきます。

別表第 1 は、組合を構成する市町村等が記載された表であり、別表第 2 は、議員の選挙区、定数及び選挙区の組合市町村等を記載した表であります。

附則といたしまして、附則の 1 は、施行日を第 1 条は平成 22 年 1 月 4 日に、第 2 条は平成 22 年 2 月 1 日とするものであります。

以上で説明は終わります。

No.66 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 81 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

平野市民部長。

No.67 ○市民部長(平野 隆君)

議案第 81 号 愛知中部水道企業団規約の変更について、別紙のとおり定めるものでございます。

この案を提出いたしますのは、西加茂郡三好町が平成 22 年 1 月 4 日より市制施行によりましてみよし市となるため、必要があるからでございます。

内容について説明いたします。1 枚はねてください。

本文第 2 条中であります。この第 2 条といたしますのは、組織する市町を表記した条文でありますけれども、「東郷町、長久手町及び三好町」を、「みよし市、東郷町及び長久手町」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、平成 22 年 1 月 4 日から施行するものであります。
説明を終わります。

No.68 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 82 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
神谷健康福祉部次長。

No.69 ○健康福祉部次長(神谷巳代志君)

それでは、議案第 82 号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正についてご説明を申し上げます。

地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、平成 22 年 1 月 31 日をもって宝飯郡小坂井町を脱退させることとし、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

この案を提出いたしますのは、平成 22 年 1 月 4 日に西加茂郡三好町が名称を変更し、市制を施行すること及び同年 2 月 1 日に宝飯郡小坂井町を廃し、その区域を豊川市に編入するため、規約を改正する必要があるからであります。

1 枚おめくりください。今回の改正内容は、別表中の「三好町」を「みよし市」に改め、「小坂井町」を削るものであります。

附則の 1 といたしまして、この規約は、平成 22 年 1 月 4 日から施行するものであります。
ただし、小坂井町を削る改正規定は 2 月 1 日から施行するものであります。

附則の 2 といたしまして、この規約の施行の際、現に広域連合の議会の議員である者は、改正後の規定により選出された広域連合議員とみなすものであります。

以上で説明を終わります。

No.70 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 83 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
山本総務部長。

No.71 ○総務部長(山本末富君)

議案第 83 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第 6 号)についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 3 億 9,260 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 180 億 1,485 万 1,000 円とするものでございます。

歳出よりご説明をいたしますけれども、歳出は金額の多いものを中心にご説明をいたします。

それでは、14、15 ページをお開きください。

ページの中ほどになりますが、2款1項2目の秘書人事人件費の職員共済組合負担金 2,503 万 1,000 円の増は、法改正による負担金率のアップによるものでございます。

次は、3款1項1目の国民健康保険特別会計繰出金の 9,671 万 5,000 円の増は、新型インフルエンザを始めとする医療費の伸びによるもの。

次の介護保険特別会計繰出事業の職員給与費等繰出金の 740 万円の減は、人事院勧告に基づき職員の手当や給料が削減となるものでございます。

なお、この後にも同様に手当や給料の減額が出てきますが、同様の趣旨でございますので、説明のほうは省略させていただきます。

それでは、次のページをお願いいたします。

次は、心身障害児者扶助事業の訓練等給付費の 931 万 7,000 円の増は、就労施設利用者の増及び就労意向の増によるものでございます。

その下の介護給付費の 1,614 万 5,000 円の増は、居宅介護、生活介護の利用者の時間数、人数のアップによるもの。

次の地域生活支援費の 811 万 5,000 円の増は、移動支援のヘルパーや日中支援、日中一時支援、デイサービスの利用者のアップによるものであります。

次は、福祉医療事業の福祉医療助成費の 7,613 万円の増は、子ども医療、障害者医療、精神医療、母子医療などの医療費の増によるものでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

保育事業の民間保育所等委託料の 1,588 万 3,000 円の増は、保育の基準単価のアップによるものでございます。

次の第2次子育て応援特別手当支給事業の 7,956 万 1,000 円の減は、事業そのものが廃止となったためでございます。

それでは、ページを飛びますけれども、23 ページをお願いいたします。

4款1項2目 予防費の新型インフルエンザワクチン接種費用助成金の 5,181 万 8,000 円は、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の方を対象に助成するものでございます。

次の休日診療所運営事業は、新型インフルエンザのため休日診療所を利用される方が激増しているため、医師、薬剤師をそれぞれ1名追加するほか、休日診療業務の 125 万 5,000 円の増は、看護師1名の増と、業務時間数の増によるもの。

次の医薬材料費の 313 万 7,000 円の増は、タミフルなど薬剤を購入するためのものでございます。

次は、ページが飛びますが、33 ページをお願いいたします。

12 款1項2目 公債費利子償還事業の長期債利子の 1,426 万 4,000 円の増は、本年度借り入れする長期債の利率がほぼ決定されたための増でございます。

13 款1項1目 財政調整基金積立事業の積立金の1億 9,486 万円の増は、今回の補正

で残ったものを全部財政調整基金に積み立てるもので、これにより、財政調整基金の残額は約2億 6,500 万円となります。

以上で歳出のご説明を終わり、歳入のご説明をいたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

歳入のまず 12 款1項3目の休日診療所使用料の 600 万円の増は、新型インフルエンザなどにより休日診療所を利用する人の増によるもの。

次の 13 款1項1目の障害者自立支援給付費等国庫負担金の 1,273 万円の増は、歳出の 17 ページの訓練等給付費と介護給付費の国の負担分でございます。

その下の保育運営費負担金 852 万 8,000 円の増は、民間保育所等委託料の国庫負担分でございます。

次の生活保護費負担金の 2,161 万円の増は、生活扶助を始め住宅、教育、医療、生業扶助に係る国庫負担分でございます。

13 款2項1目の地域生活支援事業費等補助金の 304 万 2,000 円の増は、地域生活支援費に係る国庫補助分でございます。

次の第2次子育て応援特別手当事業費の補助金及び事務費の補助金は、ともに事業そのものが廃止となったためでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

14 款1項1目の障害者自立支援給付費等負担金 636 万 5,000 円の増は、訓練等給付費、介護給付費の県負担分でございます。

保育園運営費負担金 426 万 4,000 円の増は、民間保育所等委託料の県負担分でございます。

次は、14 款2項2目の地域生活支援事業費等補助金の 152 万 1,000 円の増は、地域生活支援費に対する県の補助分でございます。

その下の障害者医療費支給事業補助金から後期高齢者医療費支給事業補助金までは、それぞれの医療費に係る県補助金で、ともに医療費の伸びによるものでございます。

一番下の地域子育て創生事業費補助金の 460 万円は、県の安心子ども基金を財源に、子ども見守り隊に係る備品や消耗品及び保育所における感染症対策としての空気清浄機つき加湿器の購入に対する県の全額補助でございます。

次のページをお願いいたします。

14 款2項3目の新型インフルエンザワクチン接種費用補助金 3,886 万 3,000 円は、生活保護、市民税非課税世帯に対する県の補助金でございます。

次の全国瞬時警報システム市町村整備費補助金 216 万 4,000 円は、国からの地震、津波、弾道ミサイルなどの緊急情報を受けるシステムの接続費用に対する補助金でございます。

次は、16 款1項1目の教育費寄附金の 105 万円は、個人の方から寄附をいただいたものでございます。

下になりますけれども、17款1項4目 福祉基金繰入金の1,200万円は、21年3月補正で地域活性化生活対策臨時交付金として基金積み立てを1,200万円お認めいただいたもので、今回の西部保育園の耐震工事に充てるため、一般会計に繰り入れるものでございます。

次のページをお願いいたします。

18款1項1目の前年度繰越金2億2,496万6,000円の増は、今回の補正で繰越金は全部となりました。20年度の繰越金の総額は、約6億1,600万円でございます。

次は、20款1項1目1節 社会福祉施設整備事業債の保育園整備事業の1,660万円の減は、当初起債を充てておりましたが、基金のところでご説明しましたように、基金からの繰り入れで対応するための減でございます。

最後の臨時財政対策債の1億1,000万円の増は、本市の臨時財政対策債の限度額は8億9,000万円であり、まだ2億円の余裕がありますが、来年度の予算編成を考え、極力財政調整基金に積み立てる必要があるため、プライマリーバランスの黒字の範囲内で増額するものでございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

地方債の補正でございますけれども、上のほうの廃止のほうは、保育園整備事業は、基金からの繰り入れで行うための廃止、その下の臨時財政対策債の変更は、限度額を1億1,000万円増額し、8億円とするための変更でございます。

以上でご説明を終わります。

No.72 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第84号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷健康福祉部次長。

No.73 ○健康福祉部次長(神谷巳代志君)

それでは、議案第84号 平成21年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,533万7,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ62億7,425万6,000円とするものであります。

では、歳出からご説明をいたしますので、補正予算書8ページ、9ページをごらんください。

まず保険給付費であります。一番上の一般被保険者療養給付費を3億5,520万2,000円、同じくその下の退職被保険者等療養給付費を1億3,447万5,000円、ともに医療費に不足が見込まれますので、増額をするものであります。

続きまして、その下の一般被保険者療養費は、はり、きゅう、マッサージ等に係る費用でありますが、同じく不足分の1,269万5,000円を増額するものであります。

その下の審査支払委託料の95万円は、医療費の増額に伴いまして、国保連合会への審査委託料を増額するものであります。

続きまして、下の表であります。一般被保険者高額療養費の7,756万6,000円増額と、1枚はねていただきまして、一番上の退職被保険者等高額療養費の2,077万7,000円増額も、ともに高額療養費に不足が見込まれますので、増額をするものであります。

続きまして、その下の後期高齢者支援金を1億535万1,000円増額をするものであります。これは、後期高齢者医療制度への現役世代の支援分ですが、支払基金より額の確定通知がありましたので、不足額を計上するものであります。

一番下の老人保健医療費拠出金3,167万9,000円の減額につきましても、支払基金より額の確定通知がありましたので、不用額を減額するものであります。

それでは、続きまして歳入をご説明いたしますので、4ページ、5ページをごらんください。

まず、一番上の療養給付費等負担金を総額で1億3,386万4,000円増額をするものであります。これは、歳出に計上いたしました療養給付費等の約34%相当額が国から交付をされるものであります。

続きまして、その下の療養給付費交付金を1億5,525万2,000円増額をするものであります。これは、退職被保険者の医療費の増額に伴いまして、支払基金からの交付金が増額をされるものであります。

続きまして、一番下の前期高齢者交付金を1億2,542万1,000円増額をするものであります。これは、65歳から74歳までの加入数に応じまして交付をされるものでございますが、支払基金より額の確定通知がありましたので、増額をするものであります。

続きまして、6ページ、7ページをごらんください。

一番上の県の財政調整交付金の総額2,362万3,000円増額は、歳出に計上いたしました療養給付費等の約6%相当額が県から交付をされるものであります。

続きまして、その下の8款繰入金9,671万5,000円増額は、会計上、不足する額を一般会計より繰り入れるものであります。

最後に、一番下の9款繰越金のその他繰越金1億4,046万2,000円増額は、前年度の繰越金の残を全額予算計上するものであります。

以上で説明を終わります。

No.74 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第85号について理事者より提案理由の説明を求めます。

柴田経済建設部次長。

No.75 ○経済建設部次長(柴田二三夫君)

それでは、議案第 85 号 平成 21 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億 7,628 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 6,078 万円とするものです。

歳出からご説明します。7ページ、8ページをごらんください。

4款1項 公債費、1目 元金、償還金、利子及び割引料、公債費元金償還事業、長期債元金4億 7,628 万円を増額いたします。これは、国の公的資金保証金免除繰上償還によりまして、繰り上げの償還を行うものでございます。

続きまして、歳入をご説明させていただきますので、5ページ、6ページをごらんください。

4款1項 繰越金、前年度繰越金を 2,628 万円増額いたします。

6款 市債、1目 下水道事業債、下水道事業借換債4億 5,000 万円は、繰上償還によりまして新たな借り入れをするものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。

第2表 地方債補正の追加につきましては、下水道事業借換債に4億 5,000 万円を追加するものでございます。利率、償還方法につきましては、変わりはありません。

以上で説明を終わります。

No.76 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 86 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

畑中健康福祉部次長。

No.77 ○健康福祉部次長(畑中則雄君)

それでは、議案第 86 号 平成 21 年度豊明市介護保険特別会計補正予算書(第3号)についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,730 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 3,369 万 9,000 円とするものでございます。

では、歳出から説明いたしますので、8、9ページをお開きください。

1款1項1目 一般管理費 740 万円の減につきましては、介護保険人件費、これは実際の職員配置によるものと、今回の人勧による給料、職員手当等の減額分でございます。

次の1款3項1目 介護認定審査会費 80 万円の増につきましては、介護認定審査会委員報酬、これは今回の認定基準の変更に伴いまして、研修会への出席が増えたのと、審

査会の開催数が増えたためでございます。

次の3款2項2目 総合相談事業費 49万 1,000円の増につきましては、地域包括支援センター派遣負担金、これは包括への派遣職員3人分の諸手当の精査によるものでございます。

次、10、11 ページをお開きください。

6款1項2目 償還金 3,340万 9,000円の増につきましては、国・県等への返還金でございます。

続きまして、歳入のご説明をいたしますので、4、5ページへお戻りください。

3款2項3目 地域支援事業交付金 19万 6,000円の増につきましては、これは歳出に計上いたしました地域支援事業費の総合相談事業費補正額 49万 1,000円の 40%相当額でございます。

下の5款3項2目 地域支援事業交付金 9万 8,000円の増につきましては、これは県補助金でございますが、先ほどの 20%相当額でございます。

下の7款1項3目 地域支援事業繰入金 9万 8,000円の増につきましては、これは市の法定負担分でございますが、先ほどの 20%相当額でございます。

同じく4目 その他一般会計繰入金 660万円の減につきましては、職員給与費等の繰入金 740万円の減及び事務費繰入金 80万円の増によるものでございます。

次の6ページ、7ページをお開きください。

8款1項1目 繰越金 3,350万 8,000円の増につきましては、繰越金を充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

No.78 ○議長(坂下勝保議員)

以上で日程6を終わります。

この際、お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、請願第1号及び請願第2号の2件の請願が提出されましたので、日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.79 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、請願第1号及び請願第2号を日程に追加し、一括議題といたします。

事務局長をして請願文書表を朗読させます。

神谷議会事務局長。

No.80 ○議会事務局長(神谷清貴君)

それでは、朗読いたします。

平成 21 年豊明市議会第4回定例会請願文書表。

平成 21 年 11 月 30 日

受 理 番 号
1

受理年月日 平成 21 年 11 月 13 日

件 名 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願
請 願 者 名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階 301 号

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 徳田 秋

請願の要旨 医療、福祉、介護、年金など社会保障の相次ぐ改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻・家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれている後期高齢者医療制度も発足後2年目に入りましたが、この制度を「廃止せよ」の怒りの声はさらに広がっています。

施設にはなかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も、4月からの新たな介護認定基準の導入で、利用者の不安が一層広がっています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。(以下、請願事項 略)

紹 介 議 員
前山美恵子議員

次に、

受 理 番 号
2

受理年月日 平成 21 年 11 月 20 日

改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願

件 名

請 願
者

名古屋市熱田区新尾頭一丁目 12 番3号

愛知県司法書士会

会長 磯貝 雄壽

名古屋市熱田区新尾頭一丁目 12 番3号

日本司法書士政治連盟愛知会

会長 大須賀 憲太

名古屋市東区東外堀3番地

愛知県青年司法書士協議会「昭和会」

幹事長 岩田 大

請 願 項
目

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

紹 介 議
員

堀田勝司議員

山田英明議員

松山廣見議員

以上でございます。

No.81 ○議長(坂下勝保議員)

初めに、請願第1号の趣旨を、紹介議員の前山美恵子議員より登壇にて説明願います。

No.82 ○22番(前山美恵子議員)

では、請願第1号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書について、紹介議員より趣旨説明をいたします。

この請願は、愛知自治体キャラバン実行委員会から提出されたものであります。

愛知自治体キャラバンは、1980年から毎年、愛知県内の自治体に対し、介護や福祉、

医療の拡充を求める自治体キャラバン運動を行ってまいりました。今年で30年になりますが、数々の福祉施策の拡充の実績をつくってきました。

例えば、子どもの医療費無料制度は、2002年に入通院とも中学校卒業までは飛島村だけでしたが、2008年には19市町村、約30%にもなりました。

また、妊産婦健診の助成制度は、2002年に初めて要請項目として上げたときはゼロでしたが、今年度では100%にもなりました。

高額医療費の受領委任払いも、全自治体の実施をし、介護保険の保険料や利用料の減免制度、国保の減免制度等々、各自治体での拡充に力を注いできました。

ところで現在、国による社会保障改悪や、地方交付税削減の影響から、福祉サービスを抑制する動きが強まっていますが、市民も社会保障の相次ぐ改悪やリストラ、長期の不況などで、深刻な問題を抱えたままの生活を余儀なくされていることは、ご承知のことと存じます。

だからこそ、ここに記載されている項目、例えば子育て支援の子どもの医療費無料制度の拡充や、ヒブワクチン接種の助成制度の創設、後期高齢者医療で医療費の無料制度の創設や、肺炎球菌ワクチン接種費用の助成制度の創設等々、これらの施策を拡充をし、市民の暮らしを支えていくことが大切であると考えます。

そこで、介護、医療、福祉などの施策の拡充を求めてこの請願にご賛同をいただきたくお願いを申し上げて、趣旨説明といたします。

以上です。

No.83 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

続いて、請願第2号の趣旨を、紹介議員を代表して山田英明議員より登壇にて説明を願います。

No.84 ○8番(山田英明議員)

それでは、議長よりご指名をいただきましたので、請願受理番号2号の改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願について、紹介議員として趣旨説明をさせていただきます。

この件につきましては、朗読をもって趣旨説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1、2006年12月、深刻化する多重債務問題の解決のため、上限金利の引き下げ、過剰貸付の禁止(総量規制)などを含む改正貸金業法が成立いたしました。

同法が完全施行される時期は、2009年12月から2010年6月までとされていますが、改正法には完全実施前の見直し条項が規定されています。

政府も、多重債務対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善

プログラムを策定しました。

そして現在では、官民が連携して多重債務対策を実施した結果、多重債務者は大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど、多重債務対策は確実に成果を上げつつあります。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではありません。

改正貸金業法が完全に施行されれば、貸金業者の高金利、過剰与信等が是正され、政府、自治体の多重債務対策も相まって、多重債務問題はさらに改善されることとなります。

2、金融庁の多重債務問題改善プログラムでは、市町村に対し、相談窓口の整備・強化が求められ、遅くとも改正貸金業法完全施行時には、どこの市町村に行っても適切な対応が行われる状態を実現することを目指すとのことです。

3、多重債務問題を解決しても、現在の経済状況では、その後の生活の建て直しには、なお一層厳しいものがあり、再度高金利な借金に手を出すことが考えられます。

そこで、今般設置された消費者庁の所管または共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し多重債務問題解決のため、冒頭の施策を求めるための意見書を国会及び金融庁に対して提出していただくようお願いいたします。

このような趣旨であります。

議員各位におかれましても賛同いただくようお願いを申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。

No.85 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

豊明市議会会議規則第134条第1項の規定により、請願第1号を厚生常任委員会に、請願第2号を経済建設常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明12月1日午前10時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時59分散会

copyright(c) Toyoake City.